

11月22日(日)は大阪府知事選挙の投票日です

任期満了(11月26日)に伴い、大阪府知事選挙が執行されます。
投票 午前7時～午後8時 市内35カ所の投票所で(表2)
開票 11月22日(日)午後9時～J・C・O・M末広広体館(市民総合体育館) 大体育室で

問合先 選挙管理委員会事務局



■投票できる人

平成7年11月23日までに生まれた人で、平成27年8月4日までに転入届を出し、それ以降引き続き本市の住民基本台帳に記録されている人

※選挙人名簿に登録されていることが必要です。

【注意】平成27年8月5日以後、府内の市町村間で住所を異動した人は、前住所地で投票を

行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。

なお、前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書(無料)」を提示しなければ投票できません。投票日までに最寄りの市(区)役所または町村役場の住民票を担当

する窓口申し出て「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書(無料)」の交付を受けておいてください。(ただし、最近2回以上住所を異動した人は、投票できない場合があります。)

■投票所入場整理券

投票場所・投票の可否については、「住所移転者の投票(表1)」をご覧ください。

【注意】今回、第15投票区の市立日根野小学校体育館が改修工事のため、市立日根野中学校武道場(体育館)に投票所を変更しますので、日根野(東上・久ノ木・中筋・西出・野口・西上・新道出)に住んでいる人はご注意ください。



(表1) 住所移転者の投票

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票	前住所地で投票	投票できない
転入届をした人	府外から	平成27年8月4日以前	○	
		平成27年8月5日以後		○
	府内の他の市町村から	平成27年8月4日以前	○	
		平成27年8月5日以後	※	
転出届をした人	府外へ	全期間		○
	府内の他の市町村へ	平成27年8月4日以前に新住所地に転入届	○	
		平成27年8月5日以後に新住所地に転入届	※	
転居届をした人(市内で住所を変更した人)		平成27年10月16日以前	○	
		平成27年10月17日以後		○

※投票する際に市町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書(無料)」が必要です。

(表2) 投票区の区域および投票所一覧

投票区	投票所	区	域
1	新家町会館	新家町、南長坂町、見出住宅	
2	市立北部市民交流センター本館	鶴原東町、下瓦屋南町	
3	鶴原町会館	鶴原町、鶴原中央住宅	
4	下瓦屋長生会館	下瓦屋町、住吉町	
5	中庄町内会館	中庄町	
6	湊町会館	湊町	
7	旭町会館	旭町	
8	新町長生会館	新町、新浜町	
9	春日町会館	春日町、大宮町	
10	市場町会館	市場町(市場東・市場西・市場南)、中町	
11	市立第二小学校体育館	高松東町、高松西町、高松南町、高松北町	
12	市立第一小学校体育館	元町、野出町、西本町	
13	大西町会館	若宮町、大西町	
14	市立佐野中学校体育館	松原町、羽倉崎町、りんくう往来(南・北)、泉州空港北	
15	市立日根野中学校武道場(*)	日根野(東上・久ノ木・中筋・西出・野口・西上・新道出)	
16	野々地蔵老人クラブ常設集会所	日根野(野々地蔵)、俵屋	
17	長滝町会館	長滝(東の番・西の番・中の番・第一住宅)	
18	長滝住宅集会所	長滝住宅	
19	上町長生会館	上町	
20	市立上之郷小学校多目的室	上之郷(母山・機場・女形・上村・中村・下村・郷田)	
21	安松町内会館	安松町	
22	南中岡本町会館	岡本町	
23	樫井東町会館	樫井東町	
24	市立南部市民交流センター本館	樫井西町	
25	土丸町会館	土丸	
26	市立大木小学校 会議室(1)	大木	
27	羽倉崎住宅中央集会所	東羽倉崎町、新安松町、羽倉崎上町	
28	府営泉佐野佐野台住宅集会所(*)	佐野台町、東佐野台町、西佐野台町、南泉ヶ丘町	
29	貝田町会館	貝田町、鶴原北住宅	
30	上瓦屋長生会館	上瓦屋町	
31	本町長生会館	本町、栄町	
32	葵町会館	葵町、幸町	
33	泉ヶ丘町会館	泉ヶ丘町、新泉ヶ丘町	
34	笠松町会館	笠松町	
35	市立新池中学校被服室	泉陽ヶ丘、松風台	

(*)投票所が変更されていますので、右の【注意】をご覧ください。投票所の地図は、投票所入場整理券に記載しています。わからない時は、選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

■期日前投票および不在者投票

期間 11月6日(金)～21日(土)
※土・日曜日にも投票できます。
時間 午前8時30分～午後8時
(施設・病院などで不在者投票を行う場合は午後5時まで)

【期日前投票】

投票日に、仕事や旅行など(期日前投票事由に該当する場合)で投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票ができます。期日前投票所(市役所3階301会議室)へ投票所入場整理券を持参(未着の場合はなくても可)してください。入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し、提出してください。印鑑は不要です。

※期日前投票を行うおとする日にまだ選挙権を有しない人(例えば、投票日当日には20歳を迎えるが、期日前投票行おうとする日にはまだ20歳に到達していない人)は、期日前投票ができません。これらの人は、例外的に従来の不在者投票制度で投票することになります。詳しくは問い合わせてください。

【不在者投票】

●指定施設などにおける不在者投票

不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所している人で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その施設などで投票することができます。それぞれの施設の事務所などに、投票したい旨を申し出てください。

●滞在地における不在者投票

出張や旅行などで遠隔地に滞在しているため、投票日当日に本市で投票できない人は、本市の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、最寄りの選挙管理委員会へ投票する「滞在地における不在者投票」ができます。

手続きの流れ

①最寄りの選挙管理委員会へ「宣誓書・請求書」をもらう
※本市選挙のホームページ(<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/senkyo/>)からダウンロードもできます。

②必要事項を記入して本市選挙管理委員会へ送付する

③投票用紙などが届く

④最寄りの選挙管理委員会へ投票する

※自宅など、選挙管理委員会以外の場所では投票できませんので注意してください。また、郵送などに日数がかかるため、早めに手続きをしてください。

●郵便等による不在者投票(郵便等投票)

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、重度の障害のある人、介護保険で要介護状態区分が要介護5の人は、「郵便等投票」ができます。詳しくは、「郵便等による不在者投票ができる人(表3)」をご覧ください。

投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要です。選挙管理委員会事務

(表3) 郵便等による不在者投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能 1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1級または3級
	免疫、肝臓 1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹 特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分 要介護5

■選挙公報の発行

選挙公報は、各候補者の政治信条などが簡単にまとめられており、有権者が候補者を選ぶと

局に申請をして交付を受けてください。また、すでに交付を受けている人も、有効期限が過ぎている場合は早めに更新手続きをしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前までです。

なお、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人(身体障害者手帳または戦傷病者手帳の上肢または視覚障害の程度が重度)は、代理記載による投票もできます。詳しくは、「代理記載で投票ができる人(表4)」をご覧ください。

(表4) 郵便等で代理記載による投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度(上肢または視覚)
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症

投・開票速報

投・開票速報は、選挙管理委員会事務局のホームページ(<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/senkyo/>)でお知らせする予定です。また、開票速報はJ:COM末広体育館(市民総合体育館)2階入口に掲示します。



きの大きなよりどころになります。投票日の前々日までに届いていない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

■障害のある人のための制度

●手話通訳者の派遣
投票日当日、聴覚または言語障害などにより言葉によるコミュニケーションが困難な人には、手話通訳者を派遣します。希望者は投票日の1週間前までに選挙管理委員会事務局へFAX(463・1100)または直接申込をしてください。期限を過ぎて申込をした場合は、派遣できないこともありますので、ご了承ください。

●係員がお手伝い

投票所は既存の施設を使用するため、バリアフリーになっ

いない施設もあります。スロープを設置するなど改善できる施設については順次改善を行っています。また改善ができていない投票所については、係員がお手伝いしますので、投票所の受付へ気軽に申し出てください。

●点字投票や代理投票

視覚障害者は点字投票ができます。点字器や点字の候補者名簿などは投票所にあります。また、身体に障害などがある、または文字の読み書きができないため、自ら投票用紙に記載することができない人は、代理の人が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。投票所で代理投票を希望する人は、投票管理者にそのことを申し出ると、係員の中から2人の補助者が選任され、1人が選挙人の指示する候補者名を書き、もう1人が立ち会います。なお、だれに投票したのかという秘密は厳守されます。



忘れずに投票してね